

会期の確定状況と一般質問の取扱いについて

No.	市名	事前確定	告示前に日程・閉会日の公表有無	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
1	※ 札幌市	○	開会前の議運終了後	—	—	—	—	—	
2	仙台市	△	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	1人40分以内 ・交渉会派(5人以上) 基本時間10分+(10分×所属議員数) ※代表質疑と合わせた持ち時間 ・非交渉会派(4人以下) 基本時間2分+(10分×所属議員数)	人数制限なし
3	さいたま市	△	開会前の議運終了後	6・12月 各3日 9月 1日	各3日 1日	年間計7日間※	会派	1人30分以内(答弁含まず) 5分×所属議員数 ※9月定例会では、3日間の中で代表質問もしている関係で、一般質問の通告状況により、日数の変更があり得る。	人数制限なし
4	川崎市	○	閉会日	6・12月定例会 (2回)	各4日	年間計8日間	個人	1人30分程度(答弁含む)	人数制限なし
5	横浜市	○	日程	定例会(4回)のうち、 予算議会を除く、各定例会	各1日	年間計3日間	会派	1日の審議時間(330分)を所属議員数を基に単純比例配分した時間 ※1人当たり約2.33分(答弁含まない) ※非交渉会派(4人以下)及び無所属議員は、他の定例会における予算関連質疑及び議案関連質疑も含めた年間の持ち時間	・交渉会派(5人以上) 所属議員数が10人まで2人 10人を超えるごとに1人を追加 ・非交渉会派及び無所属議員 1人
6	相模原市 (通年)	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	20分×質問者数(答弁含まない)	約半数(会派内で調整あり)
7	新潟市	○	閉会日	各定例会(4回)	各4日	年間計16日間	個人	1人60分以内(答弁含む) ※一括方式 1回目の質問は30分以内 ※一問一答方式 質問(再質問等を含む)は30分以内	会派内で調整あり (毎回通告する議員には、会派内で調整し連続を避ける調整をしている模様) 通告者全員がくじ引きで順番を決定
8	静岡市	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	一括:1人30分以内(答弁含まず) 会派持ち時間の範囲内 一問一答:1人50分(答弁含む) 基本時間15分+(5分×所属議員数)+残時間の会派按分時間 ※1定例会における総時間600分	人数制限なし (3日間を超えないよう、最大会派が持ち時間を使い切らずに調整している。)
9	浜松市	○	日程	各定例会(4回)	各2日	年間計8日間	個人	1人30分以内(答弁含まず)	人数制限なし 但し、全議員に1年に1回、代表質問または一般質問の機会を認めている。
10	名古屋市	○	閉会日	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	質問、答弁を含めた総会議時間を定め、当該時間内で会派均等割りとし所属議員数の比率により割り当てている。 具体的発言時間は、当該議会の都度、議運で決定。	人数制限なし
11	※ 京都市	△	開会前の議運終了後	—	—	—	—	—	

	市名	事前確定	告示前に日程・閉会日の公表有無	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
12	※ 大阪市	○	開会前の議運終了後	9月(1回)	2日	年間計2日間	会派	市長の施政方針時に、一般質問と称して各交渉会派から1名が選出され、2日間かけて実施している。1人30分以内(答弁含まず)	人数制限あり
13	堺市	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	・会派(2人以上) 40分×所属議員数 ・無所属議員40分	人数制限なし
14	神戸市(2会期)	○	日程	2・9月 各1日 6・11月 各2日	各1日 各2日	年間計6日間	会派	会派時間を基に所属議員数に応じて按分 ①発言充当時 2日間で行う場合600分 1日で行う場合300分 ②会派持ち時間 発言充当時を所属議員数により按分(答弁時間を含む)	各議員1年間に1回以内 会派持ち時間により人数制限あり ※会派持ち時間が 60分未満の会派 1人 60分以上90分未満の会派 2人 90分以上の会派 60分超えの時間が30分を増すごとに1人を2人に加えた人数の範囲内
15	岡山市	○	日程	各定例会(4回)	各5~6日	年間計24日程度	個人	1人30分以内 (代表質問の定例会では1人20分以内)	人数制限なし 但し、代表質問を行った議員は、一般質問はできない 通告状況により通告者が少ない場合5日間とし、1日分休会としている。(30人を超える場合は6日間)
16	広島市	△	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	個人	最初の質問は30分以内 再質問は2回まで(共に10分以内)答弁は含まず	3~6人の会派 1人 7~12人の会派 2人以内 13~18人の会派 3人以内 19人以上の会派 4人以内 ※3人未満の会派についても議長の許可を得て質問できる。
17	北九州市	○	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3~4日	年間計13日前後	個人	1人60分以内(答弁含む) 但し、3人以下の会派および無所属議員は、1人30分以内	4人以下の会派 1人以内 5~7人の会派 2人以内 8~10人の会派 2.5人以内 11~13人の会派 3人以内 14~16人の会派 3.5人以内 17~19人の会派 4人以内 20人以上の会派 4.5人以内 ※端数の0.5人は、同一定例会における質疑の質問者数の0.5人と合わせて、質疑・一般質問のいずれかで1人とする。
18	福岡市	△	開会前の議運終了後	予算議会以外の各定例会(3回)	各3日	年間計9日間	会派	会派割り時間(総時間の4割)+議員数割り時間(総時間の6割) ※1定例会総時間495分(答弁含まない) ※会派割り時間 交渉会派(4人以上)4:非交渉会派(3人以下)2:無所属議員0として配分	人数制限なし
19	熊本市	×	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各5日程度	年間計20日程度	個人	1人120分以内(答弁含む)	1定例会12人まで
20	千葉市	×	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各5~6日程度	年間計24日程度	会派	1人60分以内(答弁含まず) ~ 会派持ち時間の範囲内 基本時間(5分×議長を除く所属議員数(最高限度60分))+ (20分×議長を除く所属議員数) (答弁含まない) ※第1回定例会及び第3回定例会は、代表質疑と合わせた時間 ※第4回定例会は、代表質問と合わせた時間	人数制限なし

【参考】 千葉県	○	開会前の議運終了後	各定例会(4回) 2・9月 3.5日 6・12月 4日	各3.5日 各 4日	年間計15日間	個人	質問は3回まで。質問時間は合計で30分以内で、答弁を含めて全体で1時間以内に終了	・年間1人1回 ・質問者数は、議会運営委員会で決定した各会派別定例会質問者数年間計画に基づき割当てる。 【H27.6】18人(代表4人) 【H27.9】20人(代表5人) 【H27.12】21人(代表4人) 【H28.2】18人(代表5人) 計95人 ・年間の質問者数は、代表質問を含めて議員定数の95人 ・各会派への割り当ては、所属議員数を考慮して議運で協議 ・年間計画が変更となる時は、議運で協議
-------------	---	-----------	-----------------------------------	---------------	---------	----	--	--